



11月は 動物による危害防止対策 強化月間



☎ 環境課 ☎ (93) 4946

ペットを飼うときは

- 飼い主として終生飼育しましょう。捨てたり傷つけたりすると、動物愛護法違反により処罰の対象となります。
- ワニや一部のサル・ヘビなどの危害を加えるおそれのある危険な動物（特定動物）は、法律により原則飼うことが禁止されています。

犬の場合

事故を起こさないような飼い方・しつけをしましょう。

犬に噛まれる事故が、令和6年度は、県内で164件発生しました。

- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩は、犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。
- 門や玄関から、犬が飛び出さないよう注意してください。
- 飼い犬が人を噛んだとき、飼い主は直ちに保健所へ届け出した後、噛んだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせてください。



犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。

- 狂犬病は人にもうつり、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。家族や愛犬を守るために、必ず狂犬病予防接種を行いましょう。



10月10日時点で、注射済票の交付を受けていない犬の飼い主へハガキを送付しました。

狂犬病予防注射接種後、「注射済票」の交付を受けてください。

■交付場所 環境課・日吉台出張所 ■持ち物 狂犬病予防注射済証・市からのハガキ・手数料（550円）

次の動物病院では、接種後、その場で注射済票の交付を受けられます。

- | | | | |
|-----------|----------|-------------|-----------|
| ○富里どうぶつ病院 | ○エルム動物病院 | ○むかい猫と犬の病院 | ○かまやち動物病院 |
| ○はやし動物病院 | ○おがわ動物病院 | ○成田動物医療センター | ○矢野どうぶつ病院 |

猫の場合

病気の感染、望まない妊娠、交通事故から飼い猫を守るため、猫は室内で飼いましょう。

飼い主のいない猫への対応

ふん尿や鳴き声、子猫を産んだなどの苦情・相談が寄せられています。

- 無責任な餌やりはやめましょう。不幸な命を増やす原因となり、地域の生活環境被害につながります。
- 猫を寄せ付けたくない場合は、猫が嫌がるハーブ類を植えたり、市販の猫除けグッズを利用したり、猫の通り道に水・木酢液・竹酢液をまくなどして対策しましょう。

※市では、飼い主のいない猫の保護・収容はしていません。

「地域ねこ活動」知っていますか？

飼い主のいない猫を排除するのではなく、地域で時間を決めて餌を与える、決まった場所にトイレを設置する、不妊去勢手術をするなど、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とした活動です。

「さくらねこ無料不妊手術事業」
地域ねこ活動を実施するボランティア団体に、
無料不妊手術チケットを配布しています。
希望する場合は、問い合わせてください。

